

[原著論文]

法規性は正当性に対する信頼性の影響を阻害する?:
沖縄県におけるコモンズの管理権をめぐる多様なアクターの
制度的基盤と認知的基盤¹⁾

野波 寛 (関西学院大学)

加藤 潤三 (琉球大学)

Does legality interfere with the effects of trustworthiness on legitimacy?: Various actors' institutional substance and perceived substance around rights to manage commons in the islands of Okinawa

Hiroshi NONAMI (*Kwansei Gakuin University*)

Junzo KATO (*University of the Ryukyus*)

The present study defined legitimacy as approvability of others' or one's own rights to participate in managing commons and proposed two kind of determinants, institutional substance as a reference frame based on such matters as regal norms and perceived substance founded on a subjective estimation of others' or one's own desirability and the like. When an actor's rights to manage commons are established by legality as institutional substance, people will recognize their rights to be structured as a low variability. Therefore, their cognitive process for considering the grounds of the actor's rights besides legality will be disturbed. In this case, it is hypothesized that it becomes difficult for perceived substance such as trustworthiness to act as a determinant of legitimacy as a result of inhibition to attention. To examine the interference effects of institutional substance on perceived substance, a research survey was conducted to measure the evaluations of actors who participate in making policies for the prevention of red-clay flow at Onna village in the islands of Okinawa. The results indicated that the trustworthiness of actors promoted legitimacy when their legality was evaluated as low. We offer a theoretical discussion on the legitimacy of rights and its determinants around the management of commons.

Key words : legitimacy, institutional substance, perceived substance, commons

キーワード：正当性、制度的基盤、認知的基盤、コモンズ

問 領

本研究では沖縄県恩納村における赤土流出問題への対策づくりを事例として、共有財（コモンズ）の管理にかかる多様なアクターの権利の正当性を規定する制度的基盤および認知的基盤の影響と、この2種の規定因の間に生じる相互作用について論じる。

コモンズの定義は多岐にわたるが、本研究では特に、森・川・海などの自然資源それ自体のみならず、その資源を共同管理するための制度も含めてコモンズと定義し

た井上（1997, 2001）に依拠する。コモンズ論では一般に、所有制度が焦点となりやすい²⁾。井上（2001）は、私的に所有される資源であっても地域住民によって共同管理されるならばその資源管理制度はコモンズとして分析できる、あるいは逆に、国有林などは人々が共同管理するならコモンズとなるが行政機関が排他的管理を行う場合にはコモンズにならないとの視点から、資源の所有ではなく利用と管理のあり方を重視したコモンズ論を開発した。ここで重点となる共同的な利用・管理は、集権的管理のなされる国家レベルよりも地域社会のような小規模な範囲内で成立しやすい。資源にアクセスする権利

1) 本研究では調査の実施にあたり、比嘉義視氏（恩納村漁業協同組合）、田代 豊氏（名桜大学）、そのほか沖縄県と恩納村の自治体関係者から多大な協力を得た。また中谷内一也氏（同志社大学）には、本研究の進行過程で共同研究者として重要なアドバイスを多々いただいた。各氏に深く感謝の意を表する。なお本研究は、クリタ水・環境科学振興財団および日本学術振興会科学研究費補助金の助成を受けた。

2) 井上（2001）によれば、コモンズ論で焦点となる所有制度は、(1) 非所有（オープン・アクセス）制度：この制度のもとにある資源はすべての団体や個人が利用できる、(2) 公的所有制度：国や自治体など行政機関が資源を所有する、(3) 共的所有制度：資源は構成員によって共同で利用・管理される、(4) 私的所有制度：この制度のもとでの資源は私的財、に類別される。

が特定の集団やメンバーに限定されない管理制度をグローバル・コモンズと呼ぶのに対し、地域社会のように一定の集団・メンバーにアクセス権が限定される管理制度をローカル・コモンズという（井上, 2001）。後者では資源へアクセスする人々の間で相互の行動が観察可能となりやすく、この場合には個々人の資源利用に一定の制限を加える共同管理制度を、合意に基づいて構築することが重要になる（Ostrom, 1990）。先に示した井上（1997, 2001）の定義では、こうした共同管理制度そのものもコモンズとみなされる。本研究で焦点となる赤土流出問題に対する恩納村での対策づくりは、沿岸海域の保全を目的として村内の多様なアクターによる共同管理制度、すなわちローカル・コモンズが成立した事例とみなすことができる。

コモンズとしての共同管理制度が機能的に作動するためには、そうした制度の決定や運用を行う権利を誰にどのような根拠から承認するかについての判断が、アクター間で一致しなければならない。この合意が成立しない場合、制度そのものの管理を誰がどのような根拠から行うべきかをめぐり、アクター間に葛藤が生じやすい。たとえばわが国では、新石垣空港建設における漁業従事者・住民・行政の紛争（熊本, 1999）、長良川河口堰建設の問題で河川管理の決定権をめぐって漁業協同組合・流域住民・行政の間に発生した紛糾（長良川河口ゼキに反対する市民の会, 1991）などの例がある。国外でも、ケニアにおける100年前の土地利用契約の有効性をめぐる白人入植者と先住民族との紛争（松田, 2005）、内モンゴル自治区での生態移民政策の導入経緯に見られる牧民と行政との対立（野波・坂本, 2010）といった例が指摘できる。

コモンズの管理権、すなわち資源の適正維持を目的とした共同管理制度の機能的な運営のためにアクターの行動へ一定の統制を加える権利を、人々は誰にどのような根拠から承認するのか。この検証は、上記のような自然资源の管理制度をめぐる葛藤を低減し、機能的な共同管理制度を構築するための合意形成を促すうえで、重要な意義をもつ。野波・加藤・中谷内（2009）と野波・加藤（2010）は、宮内（2006）による環境社会学的な知見をもとに、自己を含む各アクターに対する何らかの理由・価値に基づくコモンズの管理権への承認可能性を、正当性（legitimacy）と定義した。この定義は、コモンズにかかる各アクターの権利に対する個々人の承認ないし否認の判断過程を、正当性とみなすものである。

正当性とは、社会学や政治学を含む社会科学全般で多様な侧面から議論される概念である。社会心理学では、権威の安定性についてWeber（1924/1978）が示した「正統性」の概念をもとに、たとえばJohnson（2004）は人々が一定の規範や価値を受容する際の規定因と位置づ

ける。Zelditch（2001）は権威が安定的に維持されるうえで必要な正当性について、「ある事物は、それが集団によって受容された規範、価値、信念、慣例、手続きに一致しているならば、正当とみなされる」と言及した。またWalker, Thomas, & Zelditch（1986）による正当性の定義は、「規範や規範的システムが人々の行動を統制する、ないし統制すべきである、との信念」というものである。これらの定義はいずれも権威や規範の正当性が、人々の個人的な信念ではなく集合的な過程に依拠する、との観点に立つ。すなわち、権威・規範に対する人々の受容が、各自の個人的な判断とは別に集合的な支持ないし服従の予測に基づいて強化される過程を、正当性とみなしている。権威や規範の正当性は、不特定多数の人々がその権威・規範を受容するだろうとの個人の予測、つまり主観的な合意性によって成立するというのが、Zelditch（2001）やWalker *et al.*（1986）の主張の要点と言える。

これに対してJost, Burgess, & Mosso（2001）のシステム正当化理論（system justification theory）は、優位集団・劣位集団を含む既存の社会システムを人々が受容する認知過程を正当化ととらえる。また社会的アイデンティティ理論に基づくいくつかの研究では、集団間におけるステータスの格差が公正（justice）や公平（equity）の価値にどれほど一致するかという認知が、正当性と位置づけられる（Caddick, 1981; Commidas & Lockwood, 1979; Hornsey, Spears, Cremers, & Hogg, 2003）。ここでの正当性とは、人々が自らの個人的な価値観をもとに、既存の集団間構造や社会システムに対する望ましさ・好ましさの判断を行う過程である。これらは集合的な過程を正当性の基盤としたZelditchらの主張と異なり、個々人それぞれの主観的な判断それ自体を、正当性とみなすものである。

Dornbusch & Scott（1975）は正当性を、客観的事実としての規範や価値ないし手続きの受容である合法性（validity）と、規範や価値に対する個人的な受容や拒否の判断である適否性（propriety）に分離した。前者は、一定の規範や価値に対して、人々が自己の個人的な信念に基づく受容や拒否とは別に、それらに従うべきと認知する義務感である。ほかの人々が規範や価値に従うだろうとの集合的な受容に対する予測が成立するとき、合法性は増強され、規範や価値への個人の支持が高まるという。一方で後者は、規範や価値の好ましさ、あるいは望ましさに対する個人的な信念とされる（Dornbusch & Scott, 1975）。

以上の概観からは、権威・規範・価値に対する承認としての正当性を、集合的な是認の予測に基づく承認と、個人の独自の判断に基づく承認との2種に分離すべきとの視点が導かれる。本研究ではこの視点を、先述のよう

に権利の承認可能性と定義された正当性に適用し、正当性の判断過程にかかる規定因として、制度的基盤 (institutional substance) と認知的基盤 (perceived substance) の2種を仮定する。前者は、自己ないし他者の権利に関する人々の主観的な判断の外側にある法規的、政治的あるいは社会的な規範に依拠した準拠枠である。この準拠枠に基づく自他の権利の正当性の判断過程は、個人的な信念や価値による評価よりも、多数者の判断が収束された集合的支持ないし集合的服従への予測が前提となり、Zelditch (2001) や Walker *et al.* (1986) の述べる正当性、または Dornbusch & Scott (1975) による合法性に沿ったものとなる。一方で後者は、人々が自己や他者の権利を判断するにあたっての、それら各アクターの好ましさや望ましさに対する主観的評価に依拠した準拠枠である。これに基づく正当性の判断過程は、多数者からの支持のように外的に付与された要因よりも、各アクターの好ましさや望ましさに向けられた個々人の評価をもとにしたものとなる。この過程は、合意性を前提としない個人独自の判断過程となる点で、Jost *et al.* (2001) や Hornsey *et al.* (2003) の述べる正当性、あるいは Dornbusch & Scott (1975) による適否性に沿ったものである。

制度的基盤と認知的基盤が質的に異なる概念であれば、この二つの間には何らかの相互作用も想定できる。Walker *et al.* (1986) や Walker, Rogers, & Zelditch (1988)によれば、ある規範構造への集合的支持の予測が成立すると、その規範に対する人々の個人的な受容も向上する。この報告からは、あるアクターの権利の正当性に対して集合的支持が予測されるとき、そのアクターへの人々の個人的な評価も向上する、とも予測できる。すなわち、権利承認に際しての制度的基盤の評価は、認知的基盤への肯定的評価を促進しうる。

これに対して本研究では、ローカル・コモンズに関する多様なアクターの正当性、およびその規定因としての制度的基盤と認知的基盤の間に、以下の相互作用を仮定した。あるアクターが法規的・社会的な制度によって裏づけられた権利をもつ場合、人々には一律的に、当該アクターの正当性を多数者が承認するとの主観的な合意性が成り立つだろう。すなわち制度的基盤は、Zelditch (2001) と Walker *et al.* (1986) および Dornbusch & Scott (1975) が権威や規範の正当性を成立させる合法性の条件とした、集合的支持への予測を促す要因になりうる。あるアクターの正当性に対する制度的基盤の一つとして、当該アクターの権利が法律や条例といった明確な法規上の取り決めから根拠づけられるという人々の予測を、ここでは法規性 (legality) と呼称しよう。法規性という制度的基盤を得た自他の正当性は、構造化され変動可能性の低いものと認知されるため、当該アクターの正

当性の根拠を法規性以外の要因に基づいて考慮する認知的処理が阻害されやすくなるだろう。すなわち正当性の判断にあたっての制度的基盤は、周辺的手がかり (Petty & Cacioppo, 1986) として作用しやすいと考えられる。たとえば正当性を規定する認知的基盤の一つに、あるアクターがコモンズの管理権行使するうえで信頼できるかという信頼性 (trustworthiness) が挙げられるが (野波・加藤・中谷内, 2008; Nonami & Willis, 2009)、法律によって権利の正当性が根拠づけられたアクターに対し、その信頼性をあらためて熟感しようとの傾向は、人々の間で低下しやすいだろう。この場合、当該アクターの信頼性に対する人々の注視が阻害され、正当性の規定因として作用しにくくなると思われる。換言すれば、制度的基盤から正当性への影響には、認知的基盤から正当性への影響を阻害する干渉効果があると予測できる。

本研究では恩納村（沖縄県国頭郡）での赤土流出問題に関する調査をもとに、上記の仮説を検証する。赤土流出への対策を立案する多様なアクターの権利について、正当性の制度的基盤としては法規性を取り上げ、さらに認知的基盤としては上記の信頼性を取り上げる。その他、信頼の規定因とされる専門性 (expertise) と誠実性 (sincerity) ならびに類似性 (similarity) を取り上げた (中谷内・野波・加藤, 2009; 山岸, 1998)。これらの要因が、信頼性そのものと同様に認知的基盤の一種として正当性の規定因となりうるのか、その場合に制度的基盤による干渉効果は受けるのかについても、併せて検討を加える。

沖縄県における赤土流出問題の概要

沖縄県の赤土流出問題には以下の社会的構造が見られる (野波ほか, 2009; 野波・加藤, 2010)。沖縄県が本土復帰する前後の1970年頃より、現地の方言でイノーと呼ばれるサンゴ礁の沿岸海域 (ラグーン) で赤土流出の被害が深刻化した³⁾。サンゴ礁は沖縄県の重要な観光資源であり、観光業を含む第3次産業は沖縄県の県内総生産の89.5%を占めることから (沖縄県企画部, 2007)、県は1995年に「赤土等流出防止条例」を施行して開発事業に一定の規制を加えた。しかし農耕地と米軍基地はこの規制の対象外となり、近年では特に農耕地からの赤土流出が問題化している (赤土対策 海はまだ汚染されている, 2000)。

3) 答者らのインタビューによれば、沖縄県の赤土流出問題は1972年の沖縄返還の頃から本島を中心に広範囲で発生し、1975年の沖縄国際海洋博覧会を契機に激化したとされる。観光客が集中する沖縄本島南部から中部でも赤土流出が頻発したため、県レベルでの対策が重視されるようになったという。

現在、赤土流出による経済的被害は、イノーで養殖漁業を営む漁業従事者に集中する。しかし沖縄県内総生産に占める農業・漁業など第1次産業の割合は1.9%で、上記の第3次産業より著しく低い。つまり沖縄県の赤土流出問題には、(1) 農業従事者（産業構造上の少数者層、農地から赤土が流出）、(2) 漁業従事者（同じく少数者層、赤土流出の被害を顕在的に受けやすい）、(3) それ以外の一般従事者（多数者層、赤土流出による被害は現時点で相対的に低い）、および（4）上記3者間の調整者としての行政という、利害の異なる四つのアクターが関与する（野波ほか, 2009; 野波・加藤, 2010）。

恩納村の赤土流出対策に見られる共同管理制度

調査対象地である恩納村では、赤土流出対策として村内で複数のアクターによる共同管理制度が確立されている。以下、この制度に関与するアクター間での正当性の相互承認構造を記述した野波・加藤（2010）に沿って、恩納村における共同管理制度の概要を述べる。

恩納村は平成19年統計で世帯数3,489戸、人口総数9,635人である。就業者数4,652人のうち、第1次・第2次・第3次産業の従事者はそれぞれ804人（17.3%）、563人（12.1%）、3,197人（69.6%）となっている。沖縄本島でも大型の海洋リゾートホテルが特に集中し、これらへの年間宿泊者数は国内外より約210万人（2008年度統計）に達する。イノーを資源とする観光は、恩納村の重要な産業となっている。この一方で、先述の村内第1次産業就業者のうち漁業は116名（14.4%）だが、恩納村漁業協同組合（以下、漁協）の加入者数は准組合員（正組合員の家族など）を含め、実際には約330名あまりになる。この漁協は沖縄本島で恒常に黒字を維持する数少ない一つで、組合員1人あたりの年間平均所得も高い。漁協収益の9割以上は村内のイノーの持続的利用を前提としたモズクや海ブドウなどの養殖に依拠し、こうした商品の出荷に要する人員を村内から雇用する。つまり漁協は、養殖漁業の継続とそれによる雇用創出を通じて、イノーの持続的利用による経済的利益を村内に分配する社会的装置となっている。以上より、観光資源または漁業資源として、恩納村のイノーが村全体のコモンズとなっていることが理解できる⁴⁾（野波・加藤, 2010）。

したがって赤土流出の防止は、村全体の利害にかかわるコモンズの適正保全に不可欠な重要政策である。赤土流出による村内の漁業被害は1990年頃を最後に、現在

まで発生していない。この理由としてはまず、恩納村では地質や産業構造上から農耕地が赤土流出源とならず、野波ほか（2009）が特定化した四つのアクターのうち、農業関係者が介在しないことが挙げられる。第二に、もう一つの赤土流出源である造成事業に関して、事業者への流出防止要請や巡回監視などを目的に、村行政職員・漁協理事・行政区の区長などからなる「恩納村赤土流出防止対策協議会」（以下、協議会）が設立され、これを核とした恩納村の行政・漁協・その他の一般村民による共同管理制度が機能していることが指摘できる。

この協議会は条例など法規上での権限をもたない自発的な組織で、メンバーの人選も漁協やその他の村民が自主的に行うことが多い。したがって、赤土流出防止を求める協議会の答申や要請にも法規的・政治的な根拠はない。それでもかかわらず、これまで村内の造成事業に際して、協議会の答申や要請が事業者から拒絶されたことはほとんどないという。この背景として野波・加藤（2010）は、漁協組合員が協議会のコアメンバーになっている点を挙げる。法規的な漁業権をもつことと、雇用創出などによって一般村民から信頼を得ていることの2点から、漁協はイノーの管理者として、行政と一般村民よりそれぞれ制度的基盤ないし認知的基盤をもとにした正当性を獲得していた。正当性の基盤は異なるが、行政と一般村民がいざれも漁協をイノーの管理者と承認しており、これがローカル・コモンズとしての共同管理制度を円滑に機能させていると考えられる（野波・加藤, 2010）。

以上より本研究では、恩納村で赤土流出対策の策定を目的とした共同管理制度に関するアクターとして、行政職員・漁協組合員・一般村民および協議会メンバーの四つを設定する。先述のように、このうち漁協組合員は赤土流出対策を立案する法規上の権利をもち、一般村民と協議会メンバーにはそれがなく、行政職員はこの3者を調整する立場となる。四つのアクターが赤土流出の対策提起に関与する権利の正当性に対し、制度的基盤が認知的基盤の影響を阻害する干渉効果について、一般住民を対象とした調査によって検討する。

方 法

調査対象者の抽出

恩納村全域（3,489戸、9,635人）の選挙人名簿に基づき、村内各地区の人口に応じた層別2段階無作為抽出により、20歳以上の住民497名を抽出した。これを対象に調査票を郵送し、2週間の回答期間をおいた後、同じく郵送で回答の返送を求めた。この結果、宛所不明（17名）・回答不備（2名）および回答拒否（2名）を除き、188名から回答が得られた（有効回収率39.5%）。

4) 恩納村内で観光業者と漁協が対立することはなく、たとえばリゾートホテル側がダイビングや遊漁などの事業を行なう際には、そのガイドと操船に漁協から人員を雇うなど、両者はイノーの利用を通して協調関係を築いている（野波・加藤, 2010）。

従属変数

調査票では、先述した沖縄県における赤土流出問題の概要と、それに対する恩納村の取り組みについて、それぞれ400字程度の概略を冒頭に記載した⁵⁾。回答者にはまずこれらの読了を求め、その後、赤土流出問題に関する意見や、行政職員・漁協組合員・一般村民および協議会メンバーという四つのアクターに対する評価を尋ねた。本研究では、以下の項目について分析を加える。なお、これらの項目はすべて「全くそう思わない」(1点)から「非常にそう思う」(5点)の5段階尺度である。

コモンズとしてのイノー 本研究の目的上、恩納村で共同管理の対象とされるイノーが村全体に利益をもたらすコモンズと位置づけられていることを、すべての分析に先だって確認する必要がある。このため、「恩納村の住民はだれでも、村の海から恩恵や利益を得ている」という1項目で、村の住民全体にとってのイノーの位置づけをチェックした。

各アクターの権利の正当性 行政職員・漁協組合員・一般村民・協議会メンバーというアクター4種それぞれが赤土流出対策を立案する権利の正当性は、以下のように測定した。まず行政職員の正当性について、「役場や議会の方々には、村内で赤土流出防止の方策を作る資格があると思う」および「役場や議会の方々は本来、赤土流出の防止策や制度を、村内で提起できる立場にある」という2項目で測定した。以下、漁協・一般村民・協議会の正当性についても、それぞれ「漁協の方々」、「村の役場や漁業以外の仕事をしている一般村民の方々」、および「協議会の方々」と記載し、行政職員と同一の2項目で測定を行った。4種のアクターそれぞれの正当性として、アクターごとに設定した2項目の単純加算平均値を用いた（アクター4種それぞれの信頼性係数は $\alpha>.67$ 、以下同様に信頼性係数はアクター4種のなかで最低値のみ表記）。

各アクターの法規性：制度的基盤 正当性の制度的基盤として焦点をあてる法規性に関しては、「役場や議会（ないし漁協・一般村民・協議会）の方々には、法律や条例上、赤土流出の防止策を提起する権利がある」および「役場や議会（ないし漁協・一般村民・協議会）の方々が赤土流出の防止策を作る権利は、法律や条例で保障されている」という2項目ずつを設定した。各アク

5) 沖縄県の赤土流出問題に関する概要では、造成事業と農業が沖縄県の大切な産業である一方、造成事業現場や農耕地からの赤土流出がサンゴや沿岸漁業に被害を及ぼし、観光産業や漁業振興に損害を与えることを記述した。また恩納村での取り組みに関しては、協議会による防止策提起や巡回監視が村内の赤土流出防止に効果をあげていること、主に村行政職員・漁協理事・行政区の区長がそのメンバーとなること、特に漁協がコアメンバーであることを記述した。

ターの2項目の単純加算平均値を法規性とした ($\alpha>.64$)。

各アクターの信頼性：認知的基盤 正当性の認知的基盤として取り上げる信頼性は、「赤土流出に対する防止策や制度を作るうえで、役場や議会（ないし漁協・一般村民・協議会）の方々は信頼できる」および「赤土流出防止の方策を整えるためには、役場や議会（漁協・一般村民・協議会）の方々に任せれば大丈夫だと思う」という2項目ずつで測定した。2項目の単純加算平均値を各アクターの信頼性とした ($\alpha>.72$)。また専門性および誠実性として、それぞれ「役場や議会（漁協・一般村民・協議会）の方々は、赤土流出を防ぐ方策を作るうえで、十分な知識や情報をもっている」および「赤土流出防止の方策を作るうえで、役場や議会（漁協・一般村民・協議会）の方々は、村全体の利益を考えている」という1項目ずつを設置した。さらに類似性は、「赤土流出の防止策を整えるうえで、役場や議会（漁協・一般村民・協議会）の方々の意見は、私とよく似ている」という1項目ずつで測定した⁶⁾。

結 果

データチェック

最終データ188名のうち、男性95名 (50.5%)、女性89名 (47.3%)、性別無回答4名 (2.1%) であった。年齢分布は、20代15名 (8.0%)、30代26名 (13.8%)、40代46名 (24.5%)、50代46名 (24.5%)、60代44名 (23.4%)、70代9名 (4.8%)、年齢不明2名 (1.1%) となった。職業分布は、農業39名 (20.7%)、漁業1名 (0.5%)、行政関係6名 (3.2%)、一般従業（前述の農業・漁業・行政職以外）108名 (57.4%)、学生・年金生活・その他29名 (15.4%)、不明5名 (2.7%) であった。

「恩納村の住民はだれでも、村の海から恩恵や利益を得ている」という項目で測定したイノーへの評価に対し、回答平均値は3.98 ($SD=1.05$) であった。よって、恩納村ではイノーが地域社会の人々全体の利害にかかわるコモンズとどうえられていると判断した。

なお協議会への参加経験については、「自分も参加していないし、身近で参加した人もいない・知らない」との回答が138名 (73.4%) を占めた。また協議会の周知度を尋ねた設問では、協議会の存在を知らなかったという回答が122名 (64.9%)、造成現場の巡回など活動内容を知らなかったという回答が128名 (68.1%) であった。既述のように協議会では漁協組合員がコアメンバーとなっている（野波・加藤, 2010）、上記の結果から、

6) 正当性と法規性、および正当性と信頼性の相関係数は、それぞれ $r=.65$ ($p<.001$)、 $r=.50$ ($p<.001$)、また法規性と信頼性の相関係数は $r=.38$ ($p<.001$) であった。

調査対象者の多くは漁協組合員がコアメンバーであることも知らなかったと推測される。ただし本研究では先述のように調査票上で、協議会のメンバー構成と活動内容、実績について説明しており、対象者は協議会について一定の予備知識を得たうえで回答したと期待できる。

各アクターの正当性

4種のアクターそれぞれの正当性、法規性および信頼性、専門性と誠実性および類似性の平均値を、Table 1に示す。それぞれに対してアクターを独立変数とする1要因(4水準)のANOVAを行った結果、すべてにアクターの主効果が認められた(正当性では $F(3, 522)=26.98, p<.001$; 法規性では $F(3, 513)=38.24, p<.001$; 信頼性では $F(3, 522)=15.33, p<.001$; 専門性では $F(3, 519)=43.37, p<.001$; 誠実性では $F(3, 528)=13.04, p<.001$; 類似性では $F(3, 516)=6.31, p<.001$)。多重比較(Bonferroni法)の結果は、同じくTable 1のとおりである。

多重比較の結果に基づいて各アクターの正当性に対する評価をみた場合、行政職員の正当性が最も高く評価され($M=4.15$)、一般村民の正当性は最も低い($M=3.55$)。赤土流出への対策を立案する権利を最も高く承認されているのは行政であり、行政や漁業との関連が低い一般の村民がそれを行う権利への承認は、相対的に低かったと言える。

同様に法規性については、行政職員と漁協組合員への評価が高く(それぞれ $M=3.99, M=3.94$)、一般村民の法規性に対する評価は低かった($M=3.43$)。行政と漁協に対しては、赤土流出対策を立案する彼らの権利が法律や条例によって根拠づけられるとの評価が高く、相対的に一般村民の権利に対する法律上の根拠は乏しいとみなされたことになる。

次に信頼性では、一般村民への評価が相対的に低い以外($M=2.78$)、行政職員と漁協組合員、および協議会メンバーに対する評価は一貫していた(それぞれ $M=3.08, M=2.92, M=3.20$)。行政と漁協、および協議会はいずれも、赤土流出への対策立案のうえで、一般村民よ

Table 1 Means (SDs) of evaluation of legitimacy, institutional basis, and perceived basis for each of the four actors who participated in the formulation of policies or institutions for the red-clay flow problem

	Evaluation of civil servants	Evaluation of members of fishery cooperative	Evaluation of general residents	Evaluation of members of civic meeting
Legitimacy	4.15 (0.74) ^a	3.85 (0.93) ^b	3.55 (0.90) ^c	3.90 (0.80) ^b
Legality	3.97 (0.69) ^a	3.94 (0.79) ^a	3.43 (0.85) ^b	3.66 (0.73) ^c
Trustworthiness	3.08 (0.95) ^{ab}	2.92 (0.95) ^b	2.78 (0.86) ^c	3.20 (0.87) ^a
Expertise	3.34 (1.12) ^a	3.34 (0.97) ^a	2.59 (0.90) ^b	3.36 (1.01) ^a
Sincerity	3.55 (0.92) ^a	3.21 (1.05) ^b	3.30 (1.00) ^b	3.59 (0.96) ^a
Similarity	3.09 (0.80) ^a	3.30 (0.95) ^b	3.05 (0.81) ^a	3.08 (0.81) ^a

Note 1: All items are 5-point scales, 'I do not agree at all (1)—I agree very much (5)'.

Note 2: Multiple comparisons by Bonferroni method indicated significant differences among the means with different subscripts.

Items for legitimacy: I think that civil servants (or members of fishery cooperative, general residents, members of civic meeting) are qualified to formulate policies for prevention of red-clay flow in the village (and another item).

Items for legality: Civil servants (or members of fishery cooperative, general residents, members of civic meeting) have legally or local regulational rights to propose policies for prevention of red-clay flow (and another item).

Items for trustworthiness: Civil servants (or members of fishery cooperative, general residents, members of civic meeting) are trustworthy to formulate prevention policies and institutions against red-clay flow (and another item).

An item for expertise: Civil servants (or members of fishery cooperative, general residents, members of civic meeting) have enough knowledge and information to formulate policies for prevention of red-clay flow.

An item for sincerity: On formulating policies for prevention of red-clay flow, civil servants (or members of fishery cooperative, general residents, members of civic meeting) consider benefits for the whole village.

An item for similarity: I think that opinions of civil servants (or members of fishery cooperative, general residents, members of civic meeting) are similar to mine on adjustment of policies for prevention of red-clay flow.

りも高く信頼されていたと言える。このことは、専門性について概観するとさらに明確である。すなわち、赤土流出対策の立案に必要な知識や情報を十分にもっているとの評価は、行政職員と漁協組合員、および協議会メンバーに対して高く示され（それぞれ $M=3.24$, $M=3.34$, $M=3.36$ ）、一般村民に対する評価は有意に低かった（ $M=2.59$ ）。

赤土流出への対策立案にあたって村全体の利益を考えるという誠実性に関しては、行政と協議会メンバーへの評価が最も高く（それぞれ $M=3.55$, $M=3.59$ ）、それに比較して漁協組合員と一般村民に対する評価は有意に低かった（それぞれ $M=3.21$, $M=3.30$ ）。また、赤土流出の対策立案に関する意見が回答者自身と似ているという類似性については、漁協組合員のみがほかの三つのアクターよりも有意に高かった（ $M=3.30$ ）。

制度的基盤による認知的基盤への干渉効果

正当性の評価に際して制度的基盤が認知的基盤に干渉するという仮説を検証するために、アクター4種それぞれの法規性および信頼性・専門性・誠実性・類似性の各得点を中心化したうえで、各アクターの正当性を被説明変数とする重回帰分析を、以下の手順で実施した。最初に、各アクターの正当性に対して法規性および信頼性・専門性・誠実性・類似性を投入し、一括投入法による重回帰分析を行った（モデル1）。次に、法規性および信頼性・専門性・誠実性・類似性それとの交互作用を検討するため、モデル1で投入された説明変数に加えて、これらの各変数を乗算した変数を作成し、一括投入法による重回帰分析を行った（モデル2）。Table 2はそ

の結果である。

行政職員の正当性に関しては、モデル1よりもモデル2の決定係数が大きく、法規性と信頼性の負の交互作用が有意と認められた。ほかの交互作用は有意とならなかった。法規性の高低ごとに信頼性が行政職員の正当性に及ぼす影響を示した図が、Figure 1である。この図からは、法規性の高い群で正当性に対する信頼性の影響が弱まることが読み取れる。次に漁協組合員の正当性については、交互作用が有意とならず、モデル1とモデル2の決定係数にも有意差が見られなかった。一般村民の正当性に関しては、モデル2の決定係数がモデル1よりも有意に上昇し、法規性と信頼性の負の交互作用が有意となった。Figure 2は、法規性の高低ごとに一般村民の正当性へ信頼性が及ぼす影響を示したものであり、法規性の高い群では信頼性の影響が弱まる傾向が見られる。協議会メンバーの正当性に関しても、モデル1よりもモデル2の決定係数が有意に高く、法規性と信頼性の負の交互作用が有意と認められたほか、法規性と類似性の交互作用も有意であった。Figure 3は、法規性の高低ごとに協議会メンバーの正当性に対する信頼性の影響を示している。Figure 1およびFigure 2と同様、法規性の高い群において信頼性による正当性への影響が低下した。

四つのアクターいずれに関しても、専門性・誠実性・類似性はほとんど正当性の規定因とならず、法規性との交互作用もほとんど認められなかった。ただし、各アクターの信頼性に対して専門性・誠実性・類似性の中心化得点を説明変数とする重回帰分析（一括投入法）を行ったところ、アクターすべてで専門性と誠実性が有意な規

Table 2 Results of multiple regression analyses on the legitimacy as a dependent variable in each of four actors

	Legitimacy of civil servants		Legitimacy of members of fishery cooperative		Legitimacy of general residents		Legitimacy of members of civic meeting	
	Model 1	Model 2	Model 1	Model 2	Model 1	Model 2	Model 1	Model 2
Legality	0.46***	0.50***	0.47***	0.44***	0.63***	0.63***	0.58***	0.61***
Trustworthiness	0.25**	0.29**	0.20*	0.18*	0.32***	0.39**	0.37***	0.38***
Expertise	-0.05	-0.04	0.03	0.04	0.02	-0.01	-0.08	-0.05
Sincerity	0.11	0.09	0.05	0.07	-0.04	-0.05	-0.01	-0.09
Similarity	0.04	-0.09	0.10	0.11	0.13*	0.13*	-0.08	-0.04
Legality×Trustworthiness			-0.26**		-0.01		-0.18*	-0.27**
Legality×Expertise			-0.17†		0.05		-0.01	0.09
Legality×Sincerity			-0.04		0.10		-0.07	-0.13
Legality×Similarity			0.10		-0.13		0.15	0.20*
Adjusted R ²	0.34***	0.37***	0.49***	0.49***	0.53***	0.56***	0.47***	0.51***
ΔR ²		0.03*			0.00		0.03*	0.04*

Note: β coefficients and multiple regression coefficients, * $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

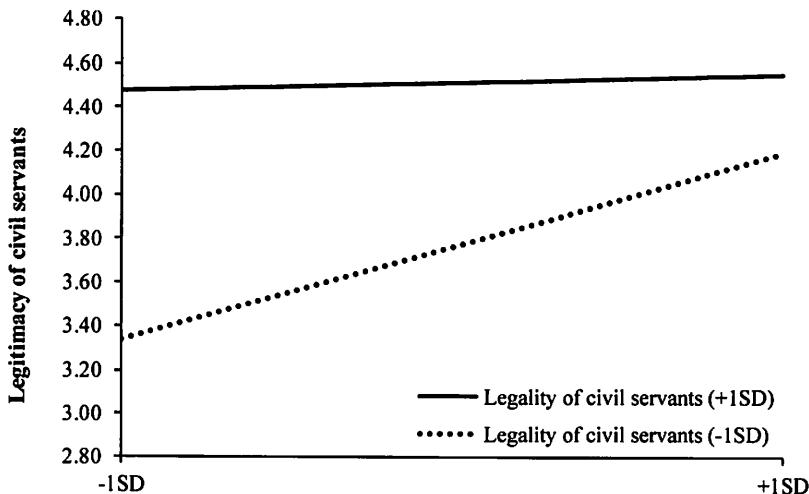


Figure 1 The interaction pattern between legality and trustworthiness on the legitimacy of civil servants
Note: The horizontal axis represents centralized trustworthiness of civil servants.

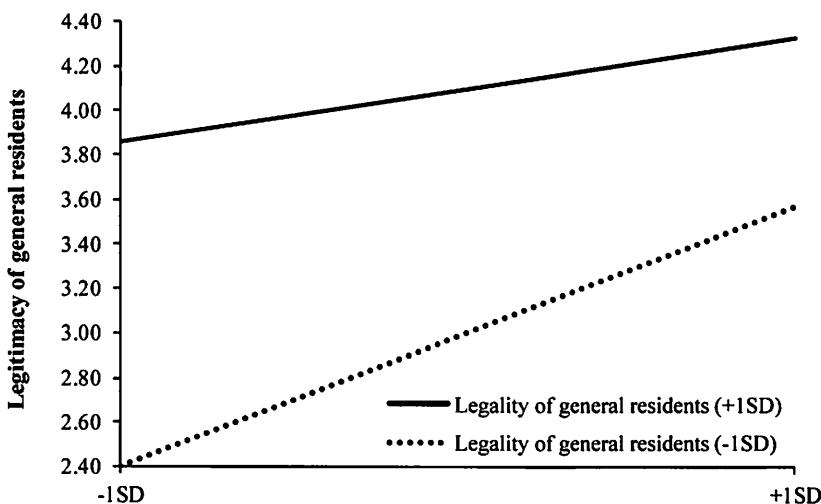


Figure 2 The interaction pattern between legality and trustworthiness on the legitimacy of general residents
Note: The horizontal axis represents centralized trustworthiness of general residents.

定因となった (Table 3)。

考 察

本研究では、恩納村で赤土流出問題への対策づくりを目的とした共同管理制度にかかわるアカターとして、行政職員・漁協組合員・一般村民・協議会メンバーの四つを設定した。Table 1 に示したように、赤土流出対策を立案する権利の正当性が最も高く承認されたのは行政職員であった。一方、行政や漁業との関連が低い一般村民の正当性は、最も低く評価された。さらに、正当性の制度的基盤として取り上げた法規性については、行政職員

と漁協組合員への評価が高かった。すなわち行政と漁協に対しては、赤土流出対策を立案する権利が法律によって保障されている、との認知が成立していた。これと比較して、一般村民に対する法規性の評価は最も低かった。また正当性の認知的基盤として設定した信頼性についても、一般村民に比較して、行政職員と漁協組合員および協議会メンバーの三つが高く評価されていた。専門性についても同様に、行政職員・漁協組合員・協議会メンバーが高く評価され、一般村民への評価は低かった。村内の赤土流出問題へ共同管理の形で実際に取り組む行政・漁協・協議会の3者が、専門的な知識や情報をもつ

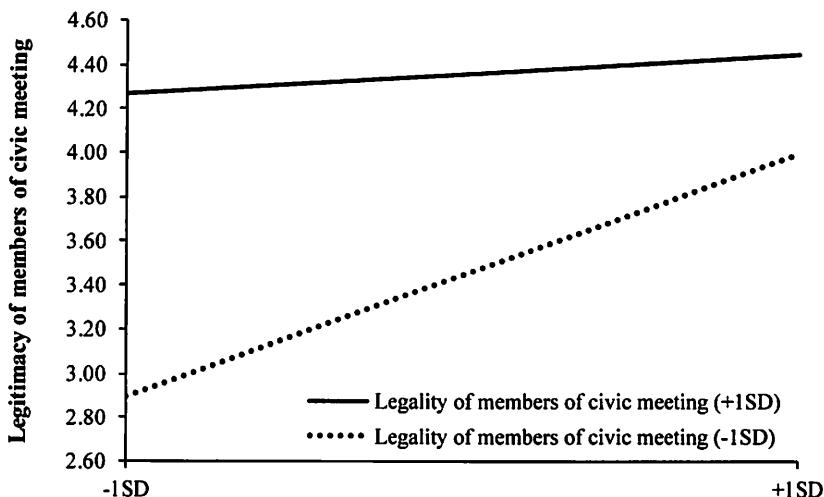


Figure 3 The interaction pattern between legality and trustworthiness on the legitimacy of members of civic meeting

Note: The horizontal axis represents centralized trustworthiness of members of civic meeting.

Table 3 Results of multiple regression analyses on the trustworthiness of each actor

	Trustworthiness of civil servants	Trustworthiness of members of fishery cooperative	Trustworthiness of general residents	Trustworthiness of members of civic meeting
Expertise	0.31***	0.33***	0.31***	0.39***
Sincerity	0.51***	0.42***	0.35***	0.31***
Similarity	0.09	0.15*	0.08	0.26***
R ²	0.55***	0.57***	0.36***	0.60***

Note: β coefficients and multiple regression coefficients, * $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

だろうと評価され、3者への信頼もこれに基づいて成立していると推測できる。

Table 2に示したように、行政職員・漁協組合員・一般村民・協議会メンバーの正当性には、いずれも法規性と信頼性が有意な影響を及ぼしていた。野波ほか（2009）では、赤土流出問題への関与が深い当事者が対策立案の主体として望まれる傾向が見いだされ、このため、ほかのアクターに比べて直接的な関与の低い行政の正当性が低かった。しかし恩納村では、イノーの管理権の基盤として当事者性に代わり、法規性と信頼性がともに行政職員に対して高く評価され、この2要因から影響を受けた正当性も、行政職員において高くなつた。また漁協組合員の法規性および信頼性も同様に高く、これによって正当性も高く評価されていた。漁協には村内沿岸域での漁業権があり、赤土流出の対策立案に法規的な立場からも関与できる権利を行政から承認されるとともに、イノーの持続的利用による雇用創出を通じて一般村民からの信頼も獲得している（野波・加藤、2010）。漁協の法規性と信頼性、ならびにそれに基づく正当性が高かつたこと

は、こうした背景を反映したものであろう。

行政職員・一般村民・協議会メンバーに関しては、正当性に対する法規性と信頼性による負の交互作用が認められた。これら三つのアクターの法規性を高く評価する人々は、低い人々よりも、各アクターへの信頼性によって正当性が促進される傾向が相対的に低下した（Figures 1～3）。この結果は、行政職員・一般村民・協議会メンバーが赤土流出の対策を立案する権利の正当性について、法規的な根拠すなわち制度的基盤があると評価された場合、彼らの信頼性に対する評価が正当性の規定因として相対的に作用しにくくなることを示唆している。すなわち、正当性に対する制度的基盤の影響が認知的基盤の影響に対して干渉したと考えられ、当初の仮説が支持された。

漁協組合員に関しては、正当性に対する法規性と信頼性の交互作用が有意とならず、制度的基盤から認知的基盤への干渉効果が認められなかった。先述のように、恩納村の漁協は協議会のコアメンバーとなっており、ほかのアクターに比較して、赤土流出を防ぐ役割への期待を

高く寄せられたと推測できる。このようにコモンズの管理において重要な役割を担うと期待されるアクターの場合、法規性と無関係に信頼性への注視が恒常に維持され、正当性の規定因となる可能性がある。

また本研究では、法規性と信頼性に正の相関が認められた ($r=.38, p<.001$)。Walker *et al.* (1986, 1988)によれば、ある規範構造に対する集合的支持の予測は、その規範への個人的評価を向上させる。Walker *et al.* (1986, 1988) の検証は、集団課題達成に向けたホイール型のコミュニケーション構造を集団全体のコスト負担で変革するか否かの意思決定場面を設定し、「あなた以外のメンバーは全員、この構造を受け入れている」などの教示によって集合的支持を操作したものだが、これらの実験ではコミュニケーション構造に対する集合的支持が、その構造への個人的な受容を向上させるパスが示された (Walker *et al.*, 1988)。本研究で法規性と信頼性に正の相関が認められたことは、Walker らの知見に沿っている。

専門性・誠実性・類似性の三つは、四つのアクターいずれの正当性に対しても、ほとんど規定因とならなかつた。また、これらと法規性との交互作用もほとんど有意ではなかつた。ただし Table 3 に示したように、これら 3 要因は各アクターの信頼性に対して、有意な影響を及ぼしていた。この結果は、専門性・誠実性・類似性が信頼の規定因であるとする従来の知見に沿うものである (山岸, 1998; 中谷内ほか, 2009)。

Table 2 と Table 3 からは、専門性・誠実性・類似性が信頼性を介して正当性に影響を及ぼすという媒介モデルが提起される。すなわち本研究では、自他の権利へ向ける承認可能性としての正当性に、専門性や誠実性から規定される信頼性が影響を及ぼし、信頼性による正当性への影響はさらに法規性によって変動する、との結論を導くことができる。野波ほか (2009) は、自己の利害にかかる決定を相手にゆだねる委任 (confidence) が信頼であるのに対し、正当性は自己の利害を決定する権利を相手に認める承認 (approval) であるとして、両者の概念的な分離を提起した。本研究の結果はさらに、信頼性を正当性の規定因と位置づけ、両者の因果関係とそこに介在する法規性の影響について示唆をもたらすものである。先述のように法規性と信頼性は相関するが、正当性の規定因としては、前者からの正当性への影響が後者からの影響に干渉する構造になると考えられる。権利の承認過程において想定されるこの構造をモデル化することは、今後の重要課題である。

本研究の結論をもとに、次のような提起を行うことができる。多様なアクターが関与するコモンズ・ジレンマの解決には、コモンズに対する自他のアクセスに一定の制限を加える権利、すなわち管理権を何らかの根拠から

何者かに付与する必要がある。管理権を何者にどのような根拠から承認するかの決定については、これを規定する法律や規範といった制度的基盤を整備することで、アクター相互の判断が収束し、コモンズ・ジレンマの解決が促進される。しかし、信頼性が不明であるにもかかわらず制度的基盤に偏重して特定アクターの管理権の正当性が根拠づけられる状況下では、「なぜそのアクターに権利を承認するのか、制度的に定められた根拠のみで良いのか、それ以外の根拠は考えられないのか」といった、制度的基盤以外の根拠に関する人々の熟慮や注視が低下しやすい。その結果、コモンズ・ジレンマそのものが一時的に解決されたとしても、長期的にみれば別種の問題が発生するとも考えられる。たとえば人々の間に、正当性の判断にあたっての制度に対する過度の依存や、逆に制度への信頼低下、あるいはジレンマ事態そのものへの関心の低下などが生じる可能性がある。こうした事態を防ぐために、コモンズの管理権の所在とその根拠を定める制度的なシステムは、個々のアクターの提起によって変動可能な柔軟なシステムであるべきだろう。制度的基盤が柔軟ならば、それに基づく権利の正当性も変動可能なものと人々に認知され、信頼性などの認知的基盤に基づいて自他の正当性を再考する動機も維持されるだろう。正当性の判断過程において制度的基盤への偏重が発生させる諸問題は、今後も検討を要する課題である。

本研究では、社会心理学と環境社会学の知見を援用しつつ、コモンズ管理にかかる多様なアクターの正当性を規定する制度的基盤と認知的基盤を区別し、前者から後者への干渉効果を検証した。ただし本研究の知見には、以下の 2 点が限界点として指摘される。

第一は、正当性に関する項目の内的妥当性である。本研究では正当性の尺度として、「村内で赤土流出防止の方策を作る資格がある」および「赤土流出の防止策や制度を、村内で提起できる立場にある」の 2 項目を設定した。これらには、正当性に関する本研究の定義上、尺度として一定の妥当性はあるだろう。しかし、「資格がある」や「立場にある」などの語句は、法規的、政治的または社会的な制度上での権利という意味で解釈することも可能である。実際にこれらの項目には、法規性を測定するための「法律や条例上、赤土流出の防止策を提起する権利がある」などの 2 項目と、概念的な重複もあったと考えられる。

本研究が定義した正当性とは、法規性などの制度的基盤と、信頼性などの認知的基盤のいずれかをもとに自他がコモンズの管理権を保持する、その適格性に対する個々人の主観的な承認可能性である (野波ほか, 2009; 野波・加藤, 2010)。この測定には、制度的基盤や認知的基盤とは別に、権利保持の適格性そのもののみを内包

した項目が求められる。したがって、制度的基盤に基づく権利の有無を尋ねる意味での解釈可能性が成り立つ本研究の項目は、内部妥当性の点で必ずしも最適とは言えない。むしろ、「コモンズの管理者として同意できる」または「管理者として適格である」といった項目が望ましい。またこれとあわせて、本研究では行政職員の正当性に関する回答平均値が5段階尺度で4.0を超えており、回答分布の偏りが見いだされたため、天井効果の可能性が指摘される。ほかのアクターの正当性にはこのように分布が偏る傾向は確認されなかったが、行政職員の分析結果に関しては、疑問の余地が残ることとなった。構成概念の妥当性に関する問題とあわせ、回答上の偏りを低減させるうえからも、今後に尺度の改善が求められる。

第二の限界点は、本研究のサンプリングである。本研究で分析対象は恩納村における一般村民であった。本研究では当初、赤土流出問題へ深く関与する当事者である漁協関係者からもデータ収集を行ったのだが、比較対象として十分な数を確保できず、結果的に一般村民のみを分析対象とせざるをえなかった経緯がある。コモンズの管理にかかる政策や制度を誰がどのような根拠から決定するかの判断は、多様なアクター間で異なったものになりやすい（熊本、1999；松田、2005；野波・坂本、2010）。たとえば、コモンズとの関与が浅い第三者は、そもそもコモンズへの関心などが低いため、周辺的手がかりとしての制度的基盤に基づいて管理者の正当性を判断するが、コモンズとの関与が深い当事者はそうした周辺的手がかりによる判断は行わず、管理者の専門性や誠実性といった認知的基盤へ深い考慮をはらうとも考えられる。つまり、本研究で検証した制度的基盤から認知的基盤への干渉効果は、第三者において発生しやすいとの仮説も成り立つ。今後はこうした仮説について、アクター間の比較を視野に入れた調査や実験的検証を進めなければならない。

正当性の制度的基盤と認知的基盤を分離する実験的検証としては、相対的剥奪理論（Crosby, 1982）の知見を取り入れながら個人の認知における相応性（deservingness）と有資格性（entitlement）の区別を図ったFeather（2003, 2008）が挙げられる。前者は自他が行動によってもたらした結果に対する判断であり、行動を起こした個人が、その結果に責任がある、もしくはその結果に結びつくと認知されることで、相応性が高いとみなされる。これに対して後者は、法律や規範といった外的な準拠枠に基づく自他の権利に関する判断である。Feather（2008）によれば、行動と結果との結びつきに基づく相応性の判断は、法律や規範などの外的準拠枠に基づく有資格性とは異なるものであり、さらにまた、大多数の人々の合意の予測の上に成り立つ社会的公正の判断とも異なる。法学や社会学の分野でも、報酬を受け取るに値

すると認知された個人が法規的にはその権利を与えられないケース、あるいは逆に報酬を受け取る法規的な権利は有するがそれに値するとはみなされないケースを挙げ、相応性と有資格性の区別が提唱されているという。このように相応性と有資格性が合致しない場面で人々が示す情動的反応について、Feather（2003, 2008）は場面想定法に基づく実験的検証を行っている。

本研究で提起した正当性の制度的基盤と認知的基盤は、それぞれFeatherが定義する有資格性と相応性に相当する。今後はこの2種の基盤が、コモンズの管理をめぐる多様なアクターの正当性の判断過程およびアクター間での合意形成へ及ぼす影響について、モデルの構築が必要である。その際、自他の権利の正当性を判断するにあたって制度的基盤と認知的基盤の一致・不一致が人々にもたらす認知的・情動的反応を、Feather（2003, 2008）のように実験的手法で検証することも重要な課題となるだろう。自他の利害にかかる決定を行う権利を誰にどのような根拠から承認するかという正当性は、本研究が取り上げたコモンズ問題のみならず、広範な社会的場面で焦点となる（野波ほか、2009）。しかし、たとえば資源管理におけるコモンズ問題をジレンマ構造の面から検討した研究は多い（Hardin, 1978; Ostrom, 1990）、アクター間での権利の承認過程からとらえた実証的研究は、社会心理学においてほとんど未開拓である。正当性の判断過程や人々の合意形成過程へ制度的基盤と認知的基盤が及ぼす影響について、多様な社会的場面での検討が求められる。

引用文献

- 赤土対策 海はまだ汚染されている（2000）。沖縄タイムス10月17日
- Caddick, B. (1981). Equity theory, social identity, and intergroup relations. *Review of Personality and Social Psychology*, 1, 219–245.
- Commidas, B. & Lockwood, J. (1979). Social comparison and social identity: An experimental investigation of intergroup behavior. *British Journal of Social and Clinical Psychology*, 18, 285–289.
- Crosby, F. (1982). *Relative Deprivation and Working Women*. New York: Oxford University Press.
- Dornbusch, S. M. & Scott, W. R. (1975). *Evaluation and the Exercise of Authority*. San Francisco: Jossey-Bass.
- Feather, T. N. (2003). Distinguishing between deservingness and entitlement: Earned outcomes versus lawful outcomes. *European Journal of Social Psychology*, 33, 367–385.
- Feather, T. N. (2008). Perceived legitimacy of a

- promotion decision in relation to deservingness, entitlement, and resentment in the context of affirmative action and performance. *Journal of Applied Social Psychology*, 38, 1230–1254.
- Hardin, G. (1978). Political requirements for preserving our common heritage. In P. Bokaw (Ed.), *Wildlife and America*, Council on Environmental Quality. pp. 310–317.
- Hornsey, M., Spears, S., Cremers, I., & Hogg, A. M. (2003). Relations between high and low power groups: The importance of legitimacy. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 29, 216–227.
- 井上 真 (1997). コモンズとしての熱帯林: カリマンタンでの実証調査をもとにして 環境社会学研究, 3, 15–32.
- 井上 真 (2001). 自然資源の共同管理制度としてのコモンズ 井上 真・宮内泰介(編) コモンズの社会学: 森・川・海の資源共同管理を考え 新曜社 pp. 1–28.
- Johnson, C. (2004). Introduction: Legitimacy processes in organizations. In C. Johnson (Ed.), *Legitimacy Processes in Organizations*, UK. Elsevier. pp. 1–24.
- Jost, T. J., Burgess, D., & Mosso, O. C. (2001). Conflicts of legitimization among self, group, and system: The integrative potential of system justification theory. In T. Jost & B. Major (Eds.), *The Psychology of Legitimacy: Emerging Perspectives on Ideology, Justice, and Intergroup Relations*. Cambridge University Press. pp. 363–388.
- 熊本一規 (1999). 海はだれのものか: 白保・夜須・唐津の事例から 秋道智彌(編) 自然はだれのものか: 「コモンズの悲劇」を超えて 昭和堂 pp. 138–161.
- 松田素二 (2005). 土地の正しい所有者は誰か、知の政治学を超えて: 東アフリカ・マサイ人の土地返還要求の事例から 環境社会学研究, 11, 70–87.
- 宮内泰介 (2006). レジティマシーの社会学へ: コモンズにおける承認のしくみ 宮内泰介(編著) コモンズをささえるしくみ: レジティマシーの環境社会学 新曜社 pp. 1–32.
- 長良川河口堰に反対する市民の会 (1991). 長良川河口堰: 自然破壊か節水か 技術と人間
- 中谷内一也・野波 寛・加藤潤三 (2009). 沖縄赤土流出問題における一般住民と被害者住民の信頼比較: リスク管理組織への信頼規定因と政策受容 実験社会心理学研究, 49, 205–216.
- 野波 寛・加藤潤三 (2010). コモンズ管理者の承認をめぐる2種の正当性: 沖縄本島における赤土流出問題をめぐる社会的ガバナンスの事例調査 コミュニティ心理学研究, 13, 152–165.
- 野波 寛・加藤潤三・中谷内一也 (2008). コモンズの管理をめぐる異種業者間の‘正当性’: 沖縄本島の赤土流出問題をフィールドとして 日本心理学会第72回大会発表論文集, 1441.
- 野波 寛・加藤潤三・中谷内一也 (2009). コモンズの管理者はだれか?: 沖縄本島の赤土流出問題をめぐる多様なアクターの正当性 社会心理学研究, 25, 81–91.
- 野波 寛・坂本 剛 (2010). 草原の管理権をめぐる多様なアクターの相互承認構造 日本グループ・ダイナミックス学会第57回大会発表論文集, 56–57.
- Nonami, H. & Willis, B. G. (2009). The source of legitimacy in commons management: Cross-cultural comparison between Japan and Spain. The 11th European Congress of Psychology, Final Program on CD.
- 沖縄県企画部 (2007). 100の指標からみた沖縄県のすがた 沖縄県統計協会
- Ostrom, E. (1990). *Governing the Commons*. Cambridge University Press.
- Petty, R. E. & Cacioppo, J. T. (1986). The elaboration likelihood model of persuasion. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, Vol. 19, Academic Press. pp. 123–205.
- Walker, H. A., Rogers, L., & Zelditch, M., Jr. (1988). Legitimacy and collective action: A research note. *Social Forces*, 67, 216–228.
- Walker, H. A., Thomas, G. A., & Zelditch, M., Jr. (1986). Legitimation, endorsement, and stability. *Social Forces*, 64, 620–643.
- Weber, M. (1924/1978). *Economy and society* Vol. 1. G. Roth & C. Wittich (Eds.). Vol. 1. Berkeley, CA: University of California Press.
- 山岸俊男 (1998). 信頼の構造 東京大学出版会
- Zelditch, C. H. (2001). Theories of legitimacy. In T. Jost & B. Major (Eds.), *The Psychology of Legitimacy: Emerging Perspectives on Ideology, Justice, and Intergroup Relations*. Cambridge University Press. pp. 33–53.

(2011年7月22日受稿, 2012年4月4日受理)